

議案第144号 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2ページです。

今回の条例の改正については、し尿の収集及び運搬手数料にかかる定額制の料金区分を削除することと従量制料金を470円/360から580円/360に改定することの2点になります。

資料の3ページ及び4ページです。

本市では、し尿処理施設の再編に伴い、令和3年12月末をもって南部衛生プラントでのし尿及び浄化槽汚泥の受入れをとりやめ、翌年1月から志賀衛生プラント及び北部衛生プラントの2施設において、全市のし尿及び浄化槽汚泥を処理しています。

このことに伴い、し尿等の収集運搬に係る財政負担は、令和5年度決算額で約43,000千円増加しています。

参考に、し尿処理施設の集約化による財政負担の削減効果（約1.2億円）がありましたが、これらは残る2施設の長寿命化に必要な投資（令和6年度当初予算額の約1.1億円）に充てることとされています。

従いまして、財政負担の増加への措置と、適切な受益者負担を勘案した見直しを講じることとし、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第42条の規定並びに、大津市手数料見直し方針に基づいて、し尿の収集及び運搬手数料を改定するものです。

資料の5ページです。

一般世帯に適用する定額制の区分を削除することについて、公共下水道事業の推進並びに浄化槽の普及に伴い、便槽を備えた家屋が減少しており、収集運搬業務の効率化は期待できる状況にはありません。

また、毎月、一定量をくみ取りする定額制は、従量制に比べ、さらに効率が低く、定額制を存続させる理由は既に失われています。

現在は、定額制を適用して収集運搬する家屋はなく、すべての家屋は従量制による収集運搬としており、区分を削除することによる市民生活への影響はありません。

資料の6ページです。

従量制料金の改定について、し尿処理施設の再編後に生じている、し尿の収集運搬費と収集運搬手数料（歳入）との収支不足を勘案するとともに、本市手数料見直し方針に定める激変緩和措置に関

する水準に照らし、現行手数料である470円の約1.25倍になる580円に改定します。

資料の7ページです。

し尿処理施設の再編におけるし尿収集運搬の受け入れ体制と業務形態の見直しです。

令和4年1月から志賀衛生プラントと北部衛生プラントの2施設で受け入れる地域を再編しました。

また、この再編により許可制での事業採算が困難となることから市全域を委託業務に見直しました。

資料の8ページ及び9ページです。

し尿の収集運搬業務に係る業務費の推移及び収支不足の推移で、令和元年度、令和3年度及び令和5年度の状況です。

し尿処理施設の再編後では、市全域を委託業務に移行したことからし尿収集運搬事業の収支差が大きくなり、令和5年度では収支不足が約43,000千円になっています。

資料の10ページです。

令和5年度の決算状況における収支不足額を解消する場合に必要な料金は、810円/36ℓで、改定率が現行料金の約1.72倍となることから、本市の手数料見直し方針に基づく激変緩和を勘案

した改定率（1.25倍）を乗じた料金となる580円／360を  
今回の改定額とするものです。

以上で、議案第144号 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進  
並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例の制定につい  
ての説明とさせていただきます。

ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。